

2026 年 CBAM(炭素国境調整措置)本格実施にかかる規則発表

December 2025

In brief

2025 年 12 月 17 日、CBAM(Carbon Border Adjustment Mechanism:炭素国境調整措置)の 2026 年 1 月 1 日以降の本格実施期間における実施規則が欧州委員会より発表されました¹。これにより、報告対象となる温室効果ガス(Greenhouse Gas:GHG)排出量(以下、「排出量」)の範囲、排出量の計算対象となる製造工程、デフォルト値の具体的な数値などが明らかとなりました。

対象となる製品を欧州に輸出している事業者及びその製品のサプライヤーをはじめとする関連事業者は、この度発表された実施規則に照らし合わせ、今後の自社の CBAM 対応方法を検討する必要があります。

In detail

1. 報告対象となる排出量の範囲

鉄鋼、アルミニウムの各製品、及び水素の間接排出量については、報告対象に含めるべきか移行期間中に検討されていました。これを受けて、今回の発表にて、間接排出量が報告対象から除外されることが正式に決定しました。なお、これらの対象品の排出量を実測値で報告する場合で、その対象品の材料(前駆体)の中に CBAM 報告において間接排出量も対象となるものがあれば、その前駆体にかかる間接排出量については報告する必要がある点に留意が必要です。

¹ https://taxation-customs.ec.europa.eu/document/download/74a278ac-6212-4a3d-bd3b-060a32dab8d6_en?filename=IA%20on%20Methodology_o.pdf

https://taxation-customs.ec.europa.eu/document/download/80354c63-d8bd-4a71-b699-799f55a307f8_en?filename=Annex%20to%20IA%20on%20Methodology_o.pdf

https://taxation-customs.ec.europa.eu/document/download/c6cca669-7cad-4cbf-b677-cded116def0f_en?filename=IA%20on%20Default%20Values_o.pdf

https://taxation-customs.ec.europa.eu/document/download/73384a08-2d42-4af9-b6c1-fc1ca076733e_en?filename=Annex%20to%20IA%20Default%20Values_o.pdf

製品カテゴリ別の報告対象一覧

項目	対象品					
	セメント	肥料	鉄鋼	アルミニウム	水素	電気
報告単位	製品1トン当たりの排出量					1メガワットアワー当たりの排出量
報告対象となる温室効果ガス	二酸化炭素のみ	二酸化炭素 + 一部製品については亜酸化窒素 (N ₂ O)	二酸化炭素のみ	二酸化炭素 + 一部製品についてはパーフルオロカーボン (PFCs)	二酸化炭素のみ	二酸化炭素のみ
移行期間の報告対象排出量	直接排出量および間接排出量					直接排出量のみ
本格実施期間の報告対象排出量	直接排出量及び間接排出量		直接排出量			直接排出量のみ

出所:「[欧州委員会公開資料](#)」を参照し PwC 関税貿易アドバイザー合同会社作成

2. 排出量の計算対象となる製造工程の見直し

2025年10月に公布されたCBAM簡素化法²において、EU排出量取引制度(EU ETS)の対象外である施設で行われる仕上げ工程における排出量は、EU ETSとの整合性を確保するため、排出量算定から除外する方向性が示されていました。これを受けて、今回発表された実施規則では、除外対象となる最終工程が明示されました。

具体的には、鉄鋼製品及びアルミニウム製品の加工プロセスにおける以下の最終加工工程中に発生した排出量については、計算対象から除外することができると定められています。

鉄鋼・アルミニウム製品の排出量算定の対象外となる加工

カテゴリ	計算対象外	原典 ¹⁾	和訳(仮訳)
鉄鋼製品	めっき、切断、溶接、仕上げ加工	all processes directly or indirectly linked to the production processes emitting CO ₂ emissions from combustion of fuels and process emissions from flue gas treatment, including re-heating, re-melting, casting, hot rolling, cold rolling, forging, annealing, coating, galvanizing, wire drawing, pickling and excluding the following processes: plating, cutting, welding and finishing of iron or steel products.	燃料の燃焼によるCO ₂ 排出を伴う製造工程に直接または間接的に関連するすべての工程、および排ガス処理からのプロセス排出を含む。これには再加熱、再溶解、鋳造、熱間圧延、冷間圧延、鍛造、焼鈍、コーティング、亜鉛めっき、線引き、酸洗が含まれる。 ただし、以下の工程を除く:鉄鋼製品のメッキ、切断、溶接、仕上げ
アルミニウム製品	切断、溶接、仕上げ加工	all processes directly or indirectly linked to the production processes emitting CO ₂ emissions from combustion of fuels and process emissions from flue gas treatment, excluding the following processes: cutting, welding and finishing of aluminium products.	燃料の燃焼によるCO ₂ 排出を伴う製造工程、および排ガス処理からのプロセス排出に直接的または間接的に関連するすべての工程。 ただし、以下の工程を除く:アルミニウム製品の切断、溶接、および仕上げ

出所:「[欧州委員会公開資料](#)」を参照し PwC 関税貿易アドバイザー合同会社作成

1) 「Annex to Implementing Act on Methodology, EU Commission, 2025, p.16-18」より抜粋

3. 排出量の報告期間

移行期間中、排出量算定対象期間については、その事業者が特定の暦年や会計年度を設定することが認められていました。

² CBAM簡素化法:2025年10月20日発効の「Regulation (EU) 2025/2083 of the European Parliament and of the Council of 8 October 2025 amending Regulation (EU) 2023/956 as regards simplifying and strengthening the carbon border adjustment mechanism」を指す。

しかし、本格実施期間においては対象品が輸入される暦年(輸入日が含まれる年の1月1日~12月31日)が報告期間として定められました。つまり、2026年に対象品を欧州に輸入した場合、その輸入貨物の排出量の根拠データは2026年のものである必要があります。ただし、その対象品の実際の生産時期が前年以前であることを証明することが可能であれば、その暦年を報告期間とすることができます。

4. 新デフォルト値の利用について

今回発表された一連の規則には、本格実施後のCBAM申告で活用することができるデフォルト値にかかる規則及び新デフォルト値も含まれています。デフォルト値を用いて報告をする場合は実測値での報告と異なり、第三者検証は求められません。

CBAMの移行期間中に求められたCBAM四半期報告において、4回目の報告以降はデフォルト値の利用制限が導入され、欧州輸入者は、実測値を回収し報告する必要がありました。一方、2026年以降のCBAM本格実施後は、デフォルト値を用いたCBAM申告が可能となります。つまり、移行期間中に欧州輸入者から実測値提供の依頼を受けていた日本の輸出企業であっても、本格実施期間中において実測値の報告が難しい場合は、デフォルト値を使って欧州輸入者に排出量の情報提供を行うことができます。

本格実施期間におけるデフォルト値は以下に示すとおり、輸入品のHSコード及び生産国ごとにその具体的な数値が定められています。該当する生産国のデフォルト値が指定されていない場合は、その他複数の国に対して適用されるデフォルト値を使うことができます。また、2026年報告用、2027年報告用、2028年報告用といった形で年ごとに設定されている点も要注意です。

【例】日本産の鉄鋼製のコーチスクリュー(7318.11.00)のデフォルト値(tCO₂e/t)

製品情報		基準となるデフォルト値			本格実施期間におけるデフォルト値		
CNコード	対象品名称	直接排出量	間接排出量	総排出量	2026年総排出量	2027年総排出量	2028年以降総排出量
7318.11.00	鉄鋼製のコーチスクリュー	2.100	N/A	2.100	2.310	2.520	2.730

出所:「[欧州委員会公開資料](#)」を参照し PwC 関税貿易アドバイザー合同会社作成

デフォルト値は各生産国における排出量の平均値から算出された値とされています。一方で、実測値での報告と比較してより大きなCBAMコスト負担を課すため、デフォルト値には排出量のマークアップ(上乘せ)が施されることになりました。このマークアップは2028年までに10%→20%→30%と増加していきます。そのため、デフォルト値での報告を継続することで、CBAMコスト負担は増加していくことが想定されています。

デフォルト値の見直しは、本格実施期間中も継続的に行われる予定です。最初の見直しは2026年中(遅くとも2027年12月まで)に行われる予定です。また、認可されたCBAM申告者が各国が発表する統計などの公的情報をもとに、既存の地域別のデフォルト値よりも低い値の適用が妥当であることを証明し、委員会がその情報が信頼できると判断した場合、デフォルト値の修正を行うこととされています。

5. 実測値とデフォルト値の併用

移行期間中は、原則として実測値での排出量報告が求められていましたが、多くの輸出企業は、CBAM対象品の材料(前駆体)の排出量に関する情報収集に課題を抱えていました。しかし、本格実施においては、実測値での排出量報告をする場合、前駆体にかかる排出量については前駆体の実測値ではなく、デフォルト値を用いて算定す

ることも可能となります。つまり、一つの CBAM 対象品の実測値の算定において、一部の前駆体についてはデフォルト値、その他の前駆体については実測値を用いて報告することも可能です。

The Takeaway

今回発表された本格実施期間における実施規則は、CBAM 対象品を欧州へ直接的に輸出している事業者だけでなく、一連のバリューチェーンにおいて製品の製造に関わった事業者にも広く影響を与える可能性があります。

本格実施期間はデフォルト値での CBAM 排出量を報告することが可能ですが、デフォルト値での報告を継続する場合、CBAM コスト負担は年々増加していくことが想定されます。一方の実測値での報告では、報告対象外となる最終工程が明確化されたほか、前駆体の排出量についてはデフォルト値も使用できることとなるため、これらは実測値報告のハードルを下げる要因になると考えられます。

今後の CBAM 排出量の報告対応にかかる各社対応検討の過程では、CBAM コストとそのコストが及ぼす影響を見極めつつ、コスト・工数負担を比較検討することが推奨されます。長期的な視点から、デフォルト値を活用しながら一部実測値を導入することができるのか、またそのタイミングがいつになるのかという点についても検討していく必要があります。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 関税貿易アドバイザー合同会社

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Email: jp_tax_pr-mbx@pwc.com

米国関税に関するアドバイザーサービス

<https://www.pwc.com/jp/ja/services/tax/customs/us-tariffs.html>

パートナー

シニアマネージャー

オルソン ロバート

濱田未央

過去のニュースレターのご案内

[過去のニューレターを読む](#)

ニュースレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する](#)

e-learningのご案内

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コースを通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。詳細は以下をご参照ください。

[お申し込み・詳細](#)

PwC 税理士法人は、企業税務、国際税務、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション (DX) などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、クライアントが複雑性を競争優位性へと転換できるよう、信頼の構築と変革を支援します。私たちは、テクノロジーを駆使し、人材を重視したネットワークとして、世界 136 カ国に 364,000 人以上のスタッフを擁しています。監査・保証、税務・法務、アドバイザーサービスなど、多岐にわたる分野で、クライアントが変革の推進力を生み出し、加速し、維持できるよう支援します。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2025 PwC Customs and Trade Advisory LLC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.